

食安監発 0707 第 5 号  
平成 22 年 7 月 7 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

### 対香港及び対韓国輸出食鳥肉の取扱いについて

対香港輸出食鳥肉（内臓等を含む。以下「食鳥肉等」という。）の衛生証明書については平成 18 年 1 月 24 日付け食安監発第 1124001 号、対韓国輸出食鳥肉及びこれを含む食品の衛生証明書については平成 14 年 8 月 27 日付け食発第 0827001 号により取り扱っているところです。

今般、愛媛県においてニューカッスル病の発生が確認されたことを受け、別添の農林水産省消費・安全局動物衛生課長からの連絡により、香港及び韓国向け食鳥肉等の衛生証明書の発行にあたり、香港向け製品については、当該製品が愛媛県以外で生産されたものであること、また、韓国向け製品については、家きん飼育農場を中心に半径 10 km 以内では過去 90 日間本病の発生がないことを追記するよう協力依頼がありましたので、今後の衛生証明書発行に当たっては、下記を追記するよう特段の配慮をお願いします。

なお、すでに発行済みの衛生証明書についても、輸出者から依頼のある場合、下記事項を追記した証明書の再発行について特段の配慮をお願いします。

### 記

#### 1 香港向け製品に係る衛生証明書の追記

The poultry meat and poultry products did not come from the Ehime prefecture and were not derived from birds from flocks or hatcheries situated in the Ehime prefecture.

#### 2 韓国向け製品に係る衛生証明書の追記

There has been no outbreak of Newcastle Disease (viscerotropic velogenic ND) for at least the last 90 days in the poultry farm of origin and within a radius of 10km from the poultry farm.